

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 20 年 11 月定例会

第 4 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 20 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 11 月定例会会議録

---

平成 20 年 11 月 11 日火曜日

---

議 事 日 程 第 1 号

平成 20 年 11 月 11 日（火） 定例会

午前 11 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 9 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び  
休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費  
用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 11 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の議員報酬等に関  
する条例
- 第 8 認定第 1 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出  
決算
- 第 9 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の一部を改正  
する規則

以 上

---

本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	4
第 2	会期の決定	4
第 3	議長の報告	4
第 4	管理者の報告	4
第 5	議案第 9 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例	5
第 6	議案第 10 号 岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
第 7	議案第 11 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の議員報酬等に関 する条例	6
第 8	認定第 1 号 平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出 決算	7
第 9	議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の一部を改正 する規則	8

---

出席議員（13名）

議 長	齋 藤	功 君
副議長	福 田 利 喜 君	
1 番	伊 藤 安 男 君	
2 番	小 藤 利 弘 君	
3 番	菅 野 広 紀 君	
4 番	菊 池 孝 君	
5 番	岩 崎 松 生 君	
6 番	菅 原 規 夫 君	
7 番	三 浦 隆 君	
8 番	高 橋 靖 君	
9 番	平 松 福 一 君	
10 番	平 田 武 君	
11 番	藤 倉 泰 治 君	

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副管理者	中 里 長 門 君
副管理者	加 藤 宏 暉 君
事務局長	山 崎 義 勝 君
総務課長	新 沼 拓 郎 君
事業課長	橋 本 英 雄 君
事業課主幹	北 野 和 敏 君
会計管理者	前 川 公 二 君
監査委員事務局長	伊 藤 俊 介 君

---

事務局職員出席者

総 務 課				
課長補佐	菊 池 公 男			
総 務 課				
総務係長	熊 谷 善 男			
事 業 課				
技 師	中 野 智 洋			
幹 事	白 野 澤 良 一			
幹 事	寺 澤 英 樹			
幹 事	菅 野 英 直			
幹 事	佐 藤 正 人			

---

## 午前 11 時会議を開く

議長（斎藤 功君） 本日の出席議員は、13 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、5 番、岩崎松生君、6 番、菅原規夫君の両名を指名いたします。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 2、会期の決定を行います。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間とすることに決定をいたします。

---

議長（斎藤 功君） 次に日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 9 号から議案第 11 号までの議案 3 件と、認定第 1 号の 1 件及び議案第 1 号の 1 件、合計 5 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

管理者（野田 武則君） 平成 20 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり広域ごみ処理施設岩手沿岸南部クリーンセンターの整備運営に向けた現在の取組み状況についてご報告申し上げます。

施設の整備につきましては、本年 8 月の組合議会臨時会におきまして、本契約締結を可決していただきましたことから、同日付で本契約を締結すると

ともに、事業者との間で本格的な設計協議が始まったところであります。

100 億円近い建設費であることから、設計にも相当期間が必要でありますが、組合事務局では、この 8 月以降、鋭意、事業者との設計協議に取り組んでまいりました。

現在までのところ、本体工事にかかる実施設計につきましては、来年 3 月までには、建築確認申請する予定となっております。

また、搬入用道路や上下水道の施設などの周辺整備につきましては、おおむね設計協議が終了し、本年 12 月中には一部工事に着工する予定であります。

年度内での建築確認申請の手続が可能となりましたことから、計画どおりの平成 23 年 4 月からの供用開始に向け、これまで以上に努力して参る所存であります。

なお、設計施工監理業務委託につきましては、本業務に最も適した、専門的知識、技術力、経験などを持つ業者を選定するため、公募型プロポーザルにより業者選定を行いました。

公募に対し 2 社からの応募があり、選定委員会におきまして評価いたしました結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社に決定し、9 月 30 日に契約しております。

本日の定例会には、地方自治法の一部改正に伴います当組合の関係条例の改正等及び平成 19 年度組合会計歳入歳出決算についてご提案しております。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。私からの報告といたします。

議長（斎藤 功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 5、議案第 9 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました議案第 9 号岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

この条例は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改定をしようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 15 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わり。これより第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第6、議案第10号岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました議案第10号岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。この条例は地方自治法の一部改正に伴い、当組合に係る条例について所要の改正を行おうとするもので、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第15号の規定により提案するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第7、議案第11号岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の議員報酬等に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました議案第11号岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の議員報酬等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。この条例は地方自治法の一部改正に伴い議員の報酬、費用弁償等に関する規定を他の委員等の報酬、費用弁償等に

関する規定から分離するとともに報酬の名称を「議員報酬」と規定する条例を新たに制定しようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。議案第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 8、認定第 1 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 山崎義勝君登壇〕

事務局長（山崎 義勝君） 只今、議題に供されました認定第 1 号平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

別冊となっております平成 19 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算の 2 ページから 5 ページをご覧ください。平成 19 年度組合会計の最終予算額は、1 億 1,695 万 6 千円となり、これに対する決算額は、収入済額 1 億 1,698 万 6 千 416 円。支出済額 1 億 1,556 万 42 円となりまして、歳入歳出差引残額の 142 万 6 千 374 円を平成 20 年度に繰越しております。

はじめに歳入についてであります。第 1 款分担金及び負担金は、均等割 10%、人口割 90%で算出した額で 1 億 692 万 6 千円となっております。第 3 款国庫支出金につきましては、平成 19 年度分循環型社会形成推進交付金が 436 万 4 千円となっております。第 8 款諸収入につきましては、環境影響評価業務の委託業者が破産したことに伴う遅行保証保険金の収入が 303 万 4 千 290 円となっております。

次に歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事柄をご説明申し上げます。第 2 款の総務費は、9,260 万 5 千 394 円で内訳は、人件費が約 8,240 万円と全体の 89%占めております。また平成 18 年度の決算額と比較いたしまして、30.5%、2,162 万 2 千 678 円の増となっております。これは職員体制が 6 人から 9 人になったことによるものです。第 3 款の衛生費は、循環型社会形成推進交付金事業であります 2 件の委託事業費、合わせて 2,094 万 1 千 900 円となっております。以上ご説明しました組合会計歳入歳出決算の詳細につきましては、6 ページからの歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。



だきたいと存じます。

また平成 19 年度の主要事業の実施結果につきましては、別冊の主要施策の成果に関する説明書、そして決算に対する監査委員の意見につきましては、岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

以上認定第 1 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するもので、同法 96 条第 1 項第 3 号の規定による提案するものであります。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより認定第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに。

議員（平松 福一君） ちょっと。あの。

議長（斎藤 功君） ちょっと待って下さい。9 番。質疑なしと宣言を議長においてしております。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

議長（斎藤 功君） 日程第 9、議議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。提出者の説明を求めます。12 番、福田利喜君。

〔福田利喜君登壇〕

議員（福田 利喜君） 只今、議題となりました議議案第 1 号岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

本議議案は、地方地自法の一部が改正され、平成 20 年 9 月 1 日から施行されたことを受け、所要の改正をしようとして提案するものであります。

改正内容については、議議案説明資料、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の改正部分の新旧対照表のとおりであり、地方自治法から引用する条項番号が変わったことに伴う改正であります。

附則であります。この規則は公布の日から施行しようとするものであります。以上、議議案第 1 号、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由説明といたします。何卒各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤 功君) 以上で質疑を終わります。どうぞ自席に戻ってください。これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤 功君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤 功君) 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして平成20年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

午前11時16分閉会

---

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 斎藤 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 岩崎 松生

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 菅原 規夫